

経済産業省

20151023貿局第1号
輸出注意事項27第25号
経済産業省貿易経済協力局

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の制定について

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第25号）を次のとおり制定し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の3の項の中欄に掲げる貨物のうち特定の水銀化合物及び35の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から下記により行います。

なお、別表第2の35の3の項の中欄に掲げる貨物のうち特定の水銀化合物以外の水銀化合物については、「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- (1) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の35の3の項（1）に掲げる国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる水銀化合物（別紙に定める水銀化合物（以下「特定水銀化合物」という。）に限る。）とする。
- (2) 輸出令別表第2の35の4の項（1）に掲げる水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀（別紙に定めるもの（以下「特定水銀」という。））とする。
- (3) 輸出令別表第2の35の4の項（2）に掲げる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第2条第1項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（別紙に定めるもの（以下「特定水銀使用製品等」という。））とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書（特定水銀及び特定水銀化合物の場合は別紙様式第1、特定水銀使用製品等の場合は別紙様式第2） 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通
- ③ ISO11014 に基づいて作成した化学品の安全データシート（SDS）又は輸出貨物に関する成分表 1通
※特定水銀及び特定水銀化合物の場合は SDS を、特定水銀使用製品等の場合は水銀含有量を確認できる資料を添付のこと。
- ④ 最終需要者に関する書類 1通
※最終需要者の事業内容及び存在確認に資する書類（登記簿謄本の写し等）を添付のこと。
- ⑤ 貨物の最終用途等に関する書類 1通

※最終需要者が特定水銀・特定水銀化合物・特定水銀使用製品等を申請理由書に記載した最終用途に使用することが確認できる書類（製造ラインの实在の確認の有無、製造・販売している製品に関する最終需要者のホームページやパンフレット等）を添付のこと。

⑥ その他必要があると認められる書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づき、次の（1）又は（2）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。

なお、輸出の承認に当たっては、当該貨物が最終需要者へ到達するか否か、最終需要者が申請内容の最終用途に当該貨物を使用するか否か、当該貨物が最終需要者によって適正に管理されるか否か等について勘案の上、承認を行うものとする。ただし、疑義が生じる場合には承認は行わないものとする。

（1）特定水銀又は特定水銀化合物の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合

① ロッテルダム条約の締約国への輸出であって、次のいずれかに該当する場合

イ ロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当しない場合

ロ ロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に同意している場合

ハ ロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に条件付きで同意をし、かつ、当該輸出が当該条件に該当する場合

ニ 試験研究用として用いられるものであると認められる場合

② ロッテルダム条約の非締約国又は地域への輸出に該当する場合

③ 水俣条約の締約国への輸出のうち、特定水銀にあつては次のイからハの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイ及びロを除く。）とし、特定水銀化合物にあつてはロ及びハに該当する場合。

イ 輸入を行う締約国が水俣条約第三条6（a）の書面による同意を与えている場合（同条7に基づく包括的な通告を含む。）

ロ 水俣条約に基づき輸入締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合

ハ 最終用途及び最終需要者が特定されている場合

④ 水俣条約の非締約国への輸出のうち、特定水銀にあつては次のイからニの全てに該当する

場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイからハを除く。）とし、特定水銀化合物にあつてはハ及びニに該当する場合。

- イ 輸入を行う非締約国が水俣条約第三条 6 (b) の書面による同意を与えている場合（同条 7 による包括的な通告を含む。）
- ロ 輸入を行う非締約国が人の健康及び環境の保護を確保する措置並びに水俣条約第十条及び同条約十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていることを書面にて確認できる場合
- ハ 水俣条約に基づき締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
- ニ 最終用途及び最終需要者が特定されている場合

(2) 特定水銀使用製品等の輸出であつて、次のいずれかに該当する場合

- ① 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品である場合
- ② 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品である場合
- ③ 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEL）並びに計測器である場合
- ④ 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品である場合
- ⑤ 保存剤としてのチメロサルを含むワクチンである場合

5 承認の条件

特定水銀及び特定水銀化合物について承認を行う場合は、当面の間、次の（1）の条件を付すものとする。また、次の（2）に該当する場合には、（2）の条件も併せて付すものとする。

(1) 「申請者は、本輸出承認証を使用して輸出した貨物について、最終需要者の名称及び所在地、最終需要者における受入日と受入量、最終需要者が受け入れた貨物の最終用途（製品の製造に使用する場合には、当該製品の種類及び水銀含有量（水銀含有量にあつては、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令 378 号）別表第 2 の 35 の 4 の項（2）に掲げる特定水銀使用製品のうち、水銀含有量の閾値が定められている製品に限る。）、貨物の使用量及び残量等について、当該貨物の全量が使用されるまでの間、承認日から 6 ヶ月毎の実績をその実績に係る月の翌月末日までに別紙様式第 3 により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に報告すること。また、この申請者は、最終需要者による貨物の管理及び使用の状況について、貿易審査課から求めがあつた場合には、速やかに貿易審査課に報告すること。」

(2) ロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当するものについて、同条約締約国を仕向地とする承認を行う場合には、次の条件を付すものとする。

- ① 輸出者が国際連合による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」を参考に輸出貨物の容器、包装等に添付すべき表示を作成し、これを貨物に添付すること。
- ② 輸出者が輸入者に対して ISO11014 に基づいて作成された化学品の安全データシート（SDS）を交付すること。
- ③ 輸入締約国が課する要件の適用を妨げることなく、関連する国際的な基準を考慮しつつ、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を十分に提供することを確

保するようなラベル等による表示をすること。

6 締約国

水俣条約の締約国については、「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第26号）を御確認ください。

ロッテルダム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第4号）を御確認ください。

別紙

1 特定水銀

	規制開始日
水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の9.5パーセント以上であるものを含む。	水俣条約が日本国について効力を生ずる日

2 特定水銀化合物

	規制開始日
(1) 塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の9.5パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）	水俣条約が日本国について効力を生ずる日
(2) 酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の9.5パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）	
(3) 硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の9.5パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）	
(4) 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の9.5パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）	
(5) 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の9.5パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）	

3 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

	規制開始日
(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	平成32年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）
	平成30年1月1日（上記以外の電池）
	イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の1パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）
(2) スイッチ及びリレー	平成32年12月31日
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ラン	平成30年1月1日

<p>プ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）</p>	
<p>(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p>	<p>平成30年1月1日</p>
<p>(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ</p>	<p>平成32年12月31日</p>
<p>(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1500ミリメートルを超えるもの</p>	<p>平成30年1月1日</p>
<p>(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）</p>	<p>平成30年1月1日</p>
<p>(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）</p>	<p>平成30年1月1日 （二・七―ジブロモ―四―ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤（以下「マーキュロクロム液」という。）を除く。）</p> <p>平成32年12月31日 （マーキュロクロム液）</p>
<p>(9) 気圧計（電気式のものを除く。）</p>	<p>平成32年12月31日</p>
<p>(10) 湿度計（電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）</p>	<p>平成32年12月31日</p>

<p>(11) 圧力計（電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。）</p>	<p>平成32年12月31日</p>
<p>イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計</p> <p>ロ 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</p>	<p>—</p>
<p>(12) 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）</p>	<p>平成32年12月31日</p>
<p>イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超過500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの</p>	<p>—</p>
<p>(13) 血圧計（電気式のものを除く。）</p>	<p>平成32年12月31日</p>

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
F A X
担当者名
e - m a i l

輸出承認申請理由書
(特定水銀・特定水銀化合物申請用)

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 項 (1) に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量及び総額等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の外観及び荷姿 (例 : Glass Bottle, UN Carton)

(3) 当該貨物 (含有物については規制物質) の I U P A C 名

(4) 当該貨物の通称名

(5) 当該貨物 (含有物については規制物質) の C A S N o .

(6) 当該貨物 (含有物については規制物質) の国連番号

(7) 当該貨物の輸出統計品目番号 (H S コード)

(8) 船積予定時期

(9) 別表第 2 に該当する具体的理由

2. 製造業者又は輸入業者

製造業者（輸入業者）名 _____
住 所 _____
代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____
電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____
事業内容 _____

3. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

4. 買主

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e - m a i l _____
事業内容 _____

5. 荷受人

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
事業内容 _____

6. 中間取引者

会 社 名 _____
住 所 _____
事業内容 _____

7. 最終需要者

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
e - m a i l _____
保管場所住所 _____
使用工場住所 _____
受入予定年月日 _____
事業内容 _____
最終用途（※具体的に記載のこと）

8. 当該貨物の輸出実績（※過去に同一の貨物を同一の買主及び最終需要者に輸出実績のある場合に記載のこと）

買主名：

最終需要者名：

承認年月日	仕向地	数量	輸出承認番号	備考

9. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）

経済産業大臣 殿

申請者名
 記名押印又は署名
 住 所
 電 話
 F A X
 担当者名
 e - m a i l

輸出承認申請理由書
 (特定水銀使用製品等申請用)

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 4 の項 (2) に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量及び総額等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の輸出統計品目番号 (H S コード)

(3) 船積予定時期

(4) 別表第 2 に該当する具体的理由

(5) 輸出の承認要件に適合するとした具体的説明

2. 製造業者又は輸入業者

製造業者 (輸入業者) 名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____

電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____

事業内容 _____

3. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

4. 買主

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

e-mail _____

事業内容 _____

5. 荷受人

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

事業内容 _____

6. 中間取引者

会社名 _____

住所 _____

事業内容 _____

7. 最終需要者

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

e-mail _____

保管場所住所 _____

使用工場住所 _____

事業内容 _____

最終用途 (※具体的に記載のこと)

8. 当該貨物の輸出実績 (※過去に同一の貨物を同一の買主及び最終需要者に輸出実績のある場合に記載のこと)

買主名 :

最終需要者名 :

承認年月日	仕向地	数量	輸出承認番号	備考

9. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）

経済産業大臣 殿

申請者名
 記名押印又は署名
 住 所
 電 話
 担当者名

1. 輸出承認証の内容

- (1) 輸出承認証の番号 : _____
- (2) 輸出承認を受けた貨物名 : _____
- (3) 輸出承認を受けた貨物の数量 : _____
- (4) 輸出承認年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 輸出承認を受けた貨物の輸出状況

- (1) 輸出承認を受けた貨物の仕向地 : _____
- (2) 輸出承認を受けた貨物の経由地 : _____
- (3) 輸出承認を受けた貨物の使用状況等

最終需要者の名称及び 使用場所の住所	受入日	受入量	使用量	残 量	最終用途
△△	/	kg			
	/	kg			
計		kg	kg	kg	
▲▲	/	kg			
計		kg	kg	kg	

- ※輸出承認証に係る貨物が複数の最終需要者に引き渡された場合は、最終需要者ごとに記載してください。
- ※輸出承認証に係る貨物が分割して一の最終需要者に引き渡された場合は、需要者の受入日毎に記載してください。
- ※使用量及び残量は、一の最終需要者ごとに経済産業省への報告期限の前月末日時点の集計値を記載してください。
- ※上記 2. 「(3) 輸出承認を受けた貨物の使用状況等」の各項目について最終需要者の署名入りのエビデンスを添付してください。